

#### 4 申請にあたっての留意事項

##### (1) 「1 申請者」欄

- ①申請者は、施設名等を省略せず記入してください。
- ②個人が運営者の場合、施設名の欄に屋号を記入してください。

##### (2) 「2 申請額」の算定方法

- ・別表の区分番号に応じた基本額が申請額となります。  
なお、医療施設、児童福祉施設、障害福祉施設及び高齢者施設の一部に病床、定員に応じた加算を設けています。

(例) 定員 50 名の障害福祉施設の入所施設、施設入所支援の場合  
区分番号 05(施設種別)―05(施設形態)―01(施設区分)  
基準額 20 万円+定員加算 (50 名×8 千円) =60 万円

##### (3) 「2 (2) 物価高騰影響額」の算定方法

令和 4 年 4 月 1 日から 11 月 30 日まで 8 ヶ月間の光熱水費及びその他額  
(食材料費等) から、令和 3 年の同期間の額を引いた額を影響額とし、  
その影響額に 8 分の 12 (1.5 倍) を乗じた額を年間の影響額とします。  
なお、光熱水費の影響額 (内訳の①) が基準額を上回る場合、「②その他」の記入は不要です。

##### (4) 「3 口座情報」について

- ・金融機関名、口座名義人等は正確に記入してください。
- ・ゆうちょ銀行をご利用の方は、通帳の 3 ページ目 (店名、店番、口座番号) の写しも併せて添付いただきますようお願いいたします。
- ・ネット銀行ご利用の方は、口座情報が分かる画面の打ち出しを添付してください。

#### 5 その他

- ・障害及び高齢者の一部施設では事業の指定区分ごとの申請が可能です。  
そのため、一施設に複数の通知が届きますので、区分番号に応じて適切に申請いただきますようお願いいたします。
- ・申請書の控え及び影響額の算出の根拠となる書類は、今後 5 年間 (令和 9 年度末まで) 各自で保存いただきますようお願いいたします。

- ・申請にあたりご不明な点等については、下記の方法でご確認ください。

##### ○ 岡山県ホームページ

「岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」で検索

##### ○ 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター

電話 086-226-7865